

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 2 1 8 8
- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 2 1 8 9

◇ 公 告

- 道路位置の指定（2 件）【建築都市局指導部建築審査課】 2 1 9 0
- 北九州市公告第 6 2 3 号により公告した一般競争入札の中止【契約室
契約課】 2 1 9 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（3 件）【市民文化スポー
ツ局市民部市民活動推進課】 2 1 9 3

北九州市告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年8月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
514	京良城町市瀬1号線	前	北九州市八幡西区京良城町1751番3地先から 北九州市八幡西区京良城町1782番2地先まで	3.7 ↘ 6.5	24.0
		後	北九州市八幡西区京良城町1751番3地先から 北九州市八幡西区京良城町1782番1まで	6.5 ↘ 10.0	

北九州市告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年8月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
6143	下城野 西水町 1号線	北九州市小倉南区下城野一丁目166番1地先から 北九州市小倉南区城野二丁目766番7地先まで	30.0	442.0

北九州市公告第635号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を、次のとおり指定した。

平成25年8月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成25年8月15日 第754306号

2 申請者の住所及び氏名

北九州市小倉北区馬借二丁目6番6号

第一ホーム株式会社 代表取締役 志垣眞澄

3 指定した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉南区朽網東四丁目1 33番4ほか3筆	4.50	23.84

北九州市公告第636号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を、次のとおり指定した。

平成25年8月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成25年8月15日 第754308号

2 申請者の住所及び氏名

北九州市戸畑区元宮町7番16ビブレマンション戸畑204号

有限会社池田商店 代表取締役 池田 稔

3 指定した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉南区湯川新町一丁目 285番3及び285番5	6.00	34.14

北九州市公告第637号

平成25年8月7日発行第3097号北九州市公報における北九州市公告第623号により公告した次の一般競争入札を中止する。

平成25年8月15日

北九州市長 北 橋 健 治

工事名 中央卸売市場水産棟空調設備他省エネ改修電気工事

北九州市公告第639号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年8月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成25年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡県マンション管理組合連合会

(2) 代表者の氏名

石川靖治

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区吉野町13番1-107号

(4) 定款に記載された目的

本会は、マンションの管理運営に携わる者をはじめとする市民に対して、マンションの適正かつ合理的な管理運営のための指導、相談及び支援等に関する事業を行い、建物の適切な修繕・保全に務めるとともに、都市のスラム化の防止を図ることにより、まちづくりを推進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

北九州市公告第640号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年8月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人列島会

(2) 代表者の氏名

中村儀成

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉北区大島一丁目7番25号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、国内および発展途上国に対して障害者および高齢者の自立を支援し福祉向上のための事業を行い、障害者を含め全ての住民が安心して暮らせるまちづくり推進に寄与することを目的とする。

北九州市公告第641号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年8月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成25年7月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州市視覚障害者自立推進協会あいず

(2) 代表者の氏名

野村秀紀

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市戸畑区中本町1番1号 岡崎ビル2階B

(4) 定款に記載された目的

この法人は、視覚障害者に対して、共同作業所の運営や情報のバリアフリー化に関する事業を行い、視覚障害者の自立や雇用機会の拡充を推進するとともに併せて、広く市民に対して視覚障害者に対する理解推進に関する事業を行うことで、視覚障害者が安心して主体的に暮らしていけるまちづくりに寄与することを目的とする。